



TFCフォーラム 中央情報

2009年6月3日発行
第24号

TFCフォーラム
(納税者権利憲章をつくる会)事務局発行
東京都中野区中野
2-13-26-301
電話・03-3382-0124

TFCフォーラムの「TFC」はTaxpayer Charter (納税者権利憲章)の頭文字を意味しています。

「納税者権利憲章の制定は近い」

藤井 裕久氏 (民主党税制調査会会長・衆議院議員) 記念講演

さる5月16日(土曜日)、東京税理士会館においてTFCフォーラム(納税者権利憲章をつくる会)の第17回定時総会が開催された。総会に先立ち民主党税制調査会会長・衆議院議員の藤井裕久氏に「納税者権利憲章の制定は近い」と題して記念講演をしていただいた。当日は民主党の代表選挙の日で藤井氏は投票を済ませた後、駆けつけてくれた。

記念講演に先立ち、TFCフォーラム代表委員

の北野弘久(日本大学名誉教授)から藤井氏の紹介があった。藤井氏は東京大学法学部を卒業後(本人は東大野球部を卒業後と自己紹介)、北野代表が主税局に勤務していた頃、2年後輩として大蔵省に入省、藤沢税務署長などを歴任し税務行政の第一線にあって税制・税務行政の実情を熟知している。北野代表は入省当時の思い出をまじえながら、藤井氏の人柄を紹介した。北野代表は一言でいえば藤井氏は「日本

「納税者権利憲章の制定は近い」 井裕久先生 (衆議院議員・民主党税制調査会会長、元大蔵大臣)



「藤井さんはオバマのような人」と紹介する北野弘久TFCフォーラム代表

のオバマ」のような人だという。もっともオバマのアフガン戦争政策を除いてだが、藤井氏は本当の意味でのリベラリストで、庶民・納税者の立場に立って物事を解決していく人だと紹介した。

藤井氏は1976年（昭和51年）、大蔵省を退官し政界に転身、1977年（昭和52年）、参議院議員に初当選（自民党）。1983年（昭和58年）参議院議員に再選される（自民党）。この間、大蔵政務次官、参議院大蔵委員長などの要職を歴任し、1990年（平成2年）、衆議院議員に当選（自民党）、1993年（平成5年）に新生党から衆議院議員に当選。細川内閣、羽田内閣において大蔵大臣を務める。1996年（平成8年）の衆議院議員選挙では新進党から立候補して当選。新進党税制調査会会長を務めている。2000年（平成12年）自由党、2003年（平成15年）、2007年（平成19年）には民主党から立候補して当選。現在、民主党最高顧問、民主党税制調査会会長の要職にある。

藤井氏は納税者権利憲章の制定は至極当然であるとしたうえ、昨年（2008年）12月に発表した「民主党税制改革アクションプログラム」全体について裏話をまじえて話してくれた。以下藤井氏の講演の要旨を紹介する。

、凡人感大臣)



「納税者権利憲章を制定することは当然のことですし、国税不服審判所も根本的に見直しますよ」と民主党アクションプログラムを詳解する藤井裕久氏

納税者権利憲章制定への具体的プロセス

民主党は2007年（平成19年）12月26日に発表した「税制改革大綱—納税者の立場に立ち公平・透明・納得の税制を築く—」においても、「納税者権利憲章（仮称）を制定する」と記述していた。これを引き継ぎ、2008年（平成20年）12月24日に発表した「民主党税制改革アクションプログラム—納税者の立場で公平・透明・納得の改革プロセスを築く—」（以下、「アクションプログラム」という。）においては、納税者権利憲章制定に至る具体的プロセスを書いた。つまり、「2007年税制改革大綱」は納税者権利憲章を制定すると書いてあるだけで、具体的な内容に踏み込んでいない。いわば抽象的な希望を書いただけのものだが、「アクションプログラム」では税務行政の中身についても納税者の立場に立って抜本的・具体的に改革を進めて行くことを盛り込んでいる。つまり、来るべき選挙で与野党が逆転したことを前提にして、納税者権利憲章の具体的内容まで踏み込んでいる点が特徴だ。その特徴は以下のとおりである。

国税不服審判所の見直しをする

現在の国税不服審判所は納税者救済機関としての機能を果たしていない。国税不服審判所は昔の「協議団」から改組されたものだが、相変わらず国税局の下請け機関となっている。審判所の裁決案が国税局の見解と違うときは国税局庁にお伺いをたてなければならないわけだし、人事面でも実質的には税務署の職員がやっている。これを根本的に見直さなければ納税者の権利は護れない。

不服申立前置主義の見直しをする

今の救済制度はまず税務署や国税不服審判所で審理しなければ裁判所に訴えることができない。だいたい救済を求めるのに処分をした役所（行政庁）に訴えなければならないというのはおかしい。救済は裁判所（司法）の仕事なのだから、納税者が直接裁判に訴えることができるようにする。

税務行政だけ事前手続措置を除外しているのはおかしい

1993年（平成5年）11月に制定された行政手続法において行政処分に対する事前手続（例えば処理期間、理由開示、情報提供、代理人、文書の閲覧等々）が規定されたが、税務行政はすべて除外されてしまった。そのため白色申告者に対する更正処分については理由の付記がされない。白色申告であろうと処分理由を開示しないのはおかしい。税金のことこそ一般の行政処分より厳しい事前手続規定が必要だ。今の与党では国税通則法を含めた税務行政の事前手続規定は改正できない。今の与党はやる気がない。民主党が政権をとったら積極的に行政手続法の改正、国税通則法の改正を進める。これが納税者権利憲章の制定を実質的に導くことになる。

政府税調・与党税調を廃止する

今の税制改正のプロセスは不透明で無責任。最後は自民党税調がきめており政府税調はそれをなぞるだけ。政府税調は役にたっていない。与党税調は利益団体の寄せ集めで既得権益の温

床となっている。だから改正税制の中身がバラバラで一貫性がない。「アクションプログラム」は今の政府税調や与党税調を廃止し、財務大臣の下に政治家をメンバーとする税制調査会を新たに設置し、政治家が責任をもって税制改正作業を行うことを提言している。新しい税制調査会の下には税の専門家による専門家委員会を設け、たとえば北野先生のような学者に助言をしてもらう。絶対に財界や利害関係人を入れない。

「入るを量りて出ざるを制す」による予算編成

今の予算はまず歳出、出るほうから決め、後に歳入、入るほうを決める方法をとっている。これが放漫財政の元凶である。それは今度の麻生内閣の補正予算を見れば分かるように、人気取りのばら撒きになってしまう。民主党はまず入るほう、歳入委員会を国会に設け、歳入を見極めたうえ、それに見合った歳出をきめる方法をとる。そうすれば無駄づかいや放漫な国債発行を防ぐことができる。つまり「入るを量りて出ざるを制す」を基本原則として予算編成をしていく。



76歳とは思えぬはつらつとした口調で、よどみなく税調論を展開する藤井裕久民主党税幹事長

所得税には所得再配分機能をもたせる

所得税にある所得再配分機能を強めることにより格差社会を是正していく必要がある。ただし、そのために最高税率を引き上げるとは実効性が乏しい。なぜなら、高額所得者は納税地を海外に移動してしまうから。それより、現行の所得控除をすべて税額控除に転換する。さらに米国や英国で実施しているような子女控除方式をとり入れる。つまり、子女控除を税額控除とするが、税額で控除しきれない分については現金給付することとする（給付付き税額控除制度）。

給与所得者に対する実額控除制度の導入は無理があるばかりか、かえって給与所得者の税負担を大きくしてしまう。それより現行の特定支出控除を大幅に拡大する方向がよい。給与所得控除は残すが給与所得控除の青天井をやめ、一定の高額給与からは控除をしない。さらに給与所得者も確定申告をすることを原則とするが、年末調整を選択することもできることとする。

所得税は原則として総合課税とし各所得間の損益通算を認めるべきだ。当面、金融資産の間の損益通算を認めよう。やがて他の所得間の損益通算も認めるようにしたい。

相続税は遺産税方式にする

今、与党は相続税の課税方式を日本独自の「法定相続分課税方式による遺産取得税方式」から「遺産取得税方式」（ドイツ・フランス方式）に変えようとしているが、民主党は逆に「遺産税方式」（米国方式）に変えることを提言している。「遺産税方式」は被相続人（亡くなった人）の気持ちを尊重する仕組みで、遺産の分け方によって税額が違ってくることがないため公平でもある。

また、中堅資産家を増やすことは日本経済全体を考えた場合大切であることから、相続税は中低資産家に課税しないよう、おおむね亡くなった人の100人中5人程度を課税対象にするようにしたい。

企業に対する租税特別措置は廃止

法人税の税率は国際的な水準から乖離してはいけませんが、実効税率を引き下げている租税特別措置は廃止しなくてはならない。企業に対す

る租税特別措置は実質的には補助金と同じである。目に見える表の補助金はどここの企業にいくらと公表されているのだから、「隠れ補助金」である租税特別措置もどここの企業にいくら軽減しているかを明らかにしなければならない。経団連は、それはだけは勘弁してくれというが、民主党は経団連の評点が下がってもよいから、この点は譲れないといっている。租税特別措置は廃止し、どうしても必要なものであれば、法人税法の本法に規定すればよい。

中小法人の税率引き下げ、中小企業の交際費は全額損金に

現行法では中小企業の法人税率は22%（21年度予算では暫定的に18%に引き下げ）となっているが、民主党はこれを恒久的に11%に引き下げを提言している。特殊支配同族会社の役員給与の一部損金不算入の措置はとんでもない規定なので直ちに廃止する。

交際費は全額経費にするのが原則だと思うが、仲間内での飲み食いまで経費にするのはどうかということで一定の制限がかかっている。いんちきな交際費は損金としないことは当然だが、中小企業の必要な交際費は全額損金算入にすべきであろう。

消費税増税の前に無駄な歳出をなくし、完全社会保障目的税に

消費税は基幹税として無視できないが、増税する前にまず無駄な支出を徹底的に根絶することが前提となる。たとえば、わが国の特別会計は300兆円にのぼっており、これはネットで200兆円になるがその10%節約するだけで20兆円の資金が浮いてくる。国民が生活費を節約しているのに政府や公的機関が節約しないというのはおかしい。それでも歳入が不足するときに消費税の増税をすることになるが、その場合でも民主党は完全な社会保障目的税、すなわち法律的にも会計的にも社会保障目的税として他のものに使えないようにすることを主張する。この点が政府・与党の単なる社会保障目的化と違うところだ。

消費税の逆進性緩和措置については、食料品などに軽減税率を適用する方法ではうまくいか

ない。その理由は何が食料品かその区分が難しいからである。民主党は消費税の逆進性緩和のため、一定額を税額（所得税額など）から控除する方法、「給付付き消費税額控除」を導入することを主張している。

自動車取得税・自動車重量税を廃止しガソリン税を引き下げる

自動車取得税は完全な二重課税なので廃止する。自動車重量税も廃止し自動車税に統合し一般財源とする。政府・与党はガソリン税の暫定税率を2年間引き下げるとしているが、民主党は暫定税率を永久に廃止することを主張する。ガソリンに対する課税は「地球温暖化対策」として国家資源の配分の問題としてとらえなければならない。

酒税、たばこ税は税込確保の問題としてとらえるのではなく（古くは日露戦争の財源として酒税の増徴を行った）、健康確保の観点から課税していくこととしたい。

納税者権利憲章の制定を

以上のように各税法の抜本の見直しについて民主党の考え方を大雑把に述べたが、要は「納税者の立場に立つ」こと、税金を納める人々の立場に立って税制を変えていかなければならないということだ。これまでの税制は納税者よりも為政者の立場に立って決められてきた。それは税務行政にも表れている。民主党は納税者の立場に立った税務行政に根本的に改革を進めて行く。そのためには、まず納税者権利憲章の制

定が必要になる。OECD加盟国30カ国中、先進国で納税者権利保護法がないのは日本だけだ。間近にせまった衆議院選挙に勝つことによって納税者権利憲章の制定はぐっと近づく。頑張りましょう。

会場からの質問……宗教法人課税、輸出戻し税について

Q 宗教法人に対する課税に問題があると思うのですが、藤井先生はどのようにお考えですか。

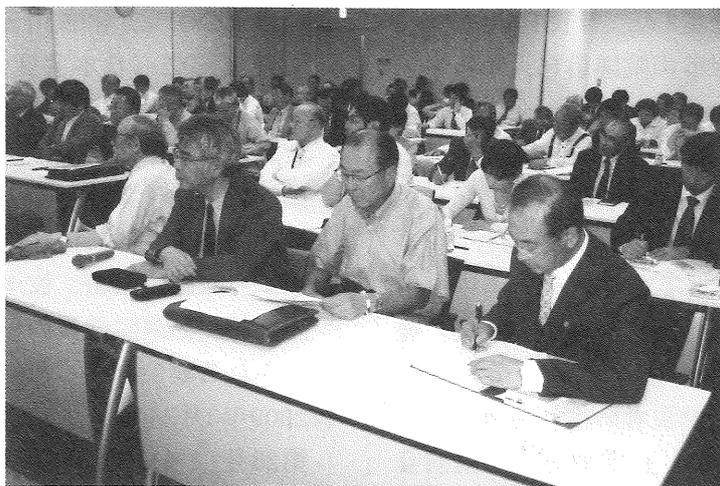
A 村の神社やお寺のお布施に課税しないというのが本来の宗教法人（公益法人）に対する考え方ですが、新興宗教など本来の宗教活動といえない宗教団体に対してはもっと課税を厳しくしていかないといけないと考えています。

Q 消費税にある輸出戻し税制度によって輸出大企業に3兆円もの税金を還付しており、不公平だと思うのですが、輸出戻し税についてどうお考えですか。

A 消費税の還付税額が毎年3兆円に達していることは事実で、そのなかには相当不正な還付もあると思うのです。還付に対する税務調査を厳しくしていく必要があると思います。

（文責、湖東）

残念ながら藤井先生の時間がとれず質疑がこれ以上できなかつた。深くお詫びしたい。



緊迫した情勢のなか、全国から定時総会に参加した会場一杯の会員。「藤井先生にもっと質問したかった」という声が……。

「納税者権利憲章制定議員連盟」を立ち上げよう

—第17回定時総会開催さる—

記念講演に引き続き、第17回TCフォーラム定時総会が開催された。総会は益子良一氏（専修大学法学部講師・税理士）を司会に選任し、吉本貢氏（税理士）の開会の挨拶に続き以下の議事が提案され異議なく承認された。

- ① 2008年度の活動報告（別掲）
- ② 2008年度の収支決算報告及び監査報告
- ③ 2009年度の活動方針（別掲）
- ④ 2009年度の予算案
- ⑤ 2009年度の役員選任（別掲）
- ⑥ 国会議員からのメッセージ紹介（氏名別掲）

最後に全建総連税対部長の里見秀俊氏が閉会の挨拶を述べ散会した。本総会の参加者は4団体81名であった。

定時総会で承認された2008年度の活動報告

TCフォーラムこの1年の活動報告

2008年4月1日～2009年3月31日

- ① 2008年5月21日、総会に先立ち国会議員要請、民主党税制調査会会長・藤井裕久先生らと面談。
- ② 2008年5月31日 第16回定時総会を開催（於、東京税理士会館）。定時総会に先立ち特別講演として講師に西田富一氏（税理士・小説家）を招き「いま税務署で何が起きているか」と題して記念講演をしていただく。会場で西田氏の著作「小説・ザ・税務署」と「仮名預金」を配布する。参加者は全国から約100名。定時総会には自民2人、公明2人、民主7人、社民1人、共産3人、無所属1人の衆参両院議員16人からメッセージをいただく。
- ③ 総会では「納税者権利憲章の制定を求める100万人請願署名運動」が確認され、6月から12月末日までこの大運動に取り組む。
- ④ 2008年6月20日 「TCフォーラム中央情報第22号」（西田富一氏講演と総会特集）発行。
- ⑤ 2008年7月15日 「納税者の権利憲章をつくる大阪の会（OTC）」定期総会・講演会開催。

- ⑥ 2008年7月19日 全国青年税理士連盟がリーフレット「納税者権利憲章の制定を」を作成・配布。
- ⑦ 2008年12月末日 100万人請願署名達成、事務局会議開催。院内集会開催を決定。
- ⑧ 2008年12月24日 民主党が「税制改革アクションプログラム」発表。そのなかで、「納税者権利憲章を制定する」と明記。
- ⑨ 2009年2月26日 衆議院第二議員会館、第一会議室において「請願署名100万達成！ 納税者権利憲章制定を求める請願要請院内集会」開催。集会室の紹介議員は藤井裕久氏にお願いした。各党代表に請願署名紹介議員になっていただく。紹介議員になってくれた議員は、塩崎恭久（自民党）、谷口隆義・上田勇（以上公明党）、古川元久（民主党代表）、大門実紀史（日本共産党代表）、淵上貞雄（社民党代表）の各議員。当日出席してくれた議員は、中川正春衆議院議員、高木義明衆議院議員、千葉景子参議院議員、山下八洲夫参議院議員、他に河村たかし衆議院議員、中川正春衆議院議員、佐々木憲昭衆議院議員、水戸将史参議院議員の秘書らが出席し、熱気あふれる集会となった。
- ⑩ 2009年3月24日 「TCフォーラム中央情報第23号」（100万署名達成集会報告特集）発行。

定時総会で承認された2009年度の活動方針

2009年度TCフォーラム活動方針

TCフォーラム（納税者権利憲章をつくる会）は、会則第1条「納税者（タックスペイヤー）の権利保護のため、納税者権利憲章の制定を目指し、ひろく世論を喚起し、納税者の権利を確立することを目的とする」との規定にのっとり、納税者権利憲章ないし納税者権利保護法の制定を目指し、以下の活動を行う。

1、「納税者権利憲章」ないし「納税者権利保護法」などの法制化を目指し、随時市民集会やシンポジウムを開催するなど、幅広い啓蒙運動を行う。本年度は5月16日開催の定時総会・講演会（於、東京税理士会館）において、民主党税制調査会会長・藤井裕久衆議院議員を招き、「納税者権利憲章の制定は近い」と題して講演をしていただく。

- 2、衆議院議員選挙が指呼の間に迫り、選挙結果によっては「国税通則法改正案」の成立ないし「納税者権利憲章制定」の可能性が高くなる。総選挙後の国会議員により超党派の「納税者権利憲章制定議員連盟」を立ち上げ法案の上程及び成立を求め強力な運動を展開する。
- 3、納税者に対する権利侵害の状況を調査・集約し、広く世論に訴える。そのためにマスコミ関係者への働きかけを重視する。
- 4、業界団体、弁護士会、税理士会、その他の団体や世界各国の納税者団体と連携して活動を展開する。とりわけ、地方税における納税者の権利保護が重要であり、関連団体との連携を行っていく。
- 5、会員に対しニュース「TCフォーラム中央情報」を随時発行し情報を知らせるとともに、会員拡大に努め組織を強化する。

区 分	氏 名	所 属 等
代表委員	北 野 弘 久	日本大学名誉教授
運営委員	植 松 省 自	税理士
	粕 谷 晴 江	税理士
	湖 東 京 至	元静岡大学教授・税理士
	里 見 秀 俊	全建総連税金対策部長
	荒 川 俊 之	税制経営研究所・税理士
	田 村 秀 樹	全国保険医団体連合会事務局
	鶴 見 祐 策	第一法律事務所・弁護士
	富 山 泰 一	不公平な税制をただす会事務局長・税理士
	嶋 岡 千 年	全国商工団体連合会常任理事
	菅 原 祥 元	全国青年税理士連盟会長・税理士
	平 石 共 子	税経新人会全国協議会理事長・税理士
	益 子 良 一	専修大学法学部講師・税理士
	長谷川 博	日本大学法科大学院講師・税理士
	吉 本 貢	東京税財政研究センター理事長・税理士
事務局長	湖 東 京 至	元静岡大学教授・税理士
事務局員	吉 本 貢	東京税財政研究センター理事長・税理士
同	金 田 弘 幸	全建総連税対部
同	牧 伸 人	全国商工団体連合会事務局
同	松 山 洋	全国保険医団体連合会事務局
同	長谷川 博	日本大学法科大学院講師・税理士
同	益 子 良 一	専修大学法学部講師・税理士
会計監事	宮 本 浩 一	税理士
同	坂 内 直 治	税理士

定時総会にメッセージを寄せていただいた国会議員の方々（五十音順）

- 上田 勇 (公明党衆議院議員、元財務副大臣)
- 海江田 万里 (前民主党衆議院議員、元衆議院財務金融委員会理事)
- 佐々木 憲昭 (日本共産党衆議院議員、衆議院財務金融委員会委員)
- 塩崎 恭久 (自民党衆議院議員、前内閣官房長官、党税制調査会副会長)
- 大門 実紀史 (日本共産党参議院議員、参議院財政金融委員会委員)
- 高木 義明 (民主党衆議院議員、党副代表)
- 谷口 隆義 (公明党衆議院議員、財務副大臣、公認会計士・税理士)
- 千葉 景子 (民主党参議院議員、党総務委員長、弁護士)
- 中川 正春 (民主党衆議院議員、衆議院財務金融委員会筆頭理事、党NC財務大臣)
- 古川 元久 (民主党衆議院議員、党税制調査会副会長)
- 淵上 貞雄 (社民党参議院議員、党副代表)
- 水戸 将史 (民主党参議院議員、参議院財政金融委員会委員、税理士)
- 峰崎 直樹 (民主党参議院議員、参議院財政金融委員会委員長)
- 山下 八洲夫 (民主党参議院議員)
- 吉井 英勝 (日本共産党衆議院議員、衆議院経済産業委員会委員)
- 渡辺 喜美 (衆議院議員、元金融・行革・公務員制度改革担当大臣)

なお、前民主党衆議院議員で現名古屋市長の河村たかし氏から、強烈なメッセージ（ニュース）が届いた。朝日新聞 5月12日付名古屋版にのったもので、次にその切抜きを掲載する。

5/12 朝日朝刊

第3種郵便物認可

名古屋市の河村たかし市長は11日、幹部会を開き、市民税10%減税や予算の一部の使い道を地域別に選挙で選ばれた委員が決める「地域委員会の創設」について、来年4月からスタートできるように指示した。また新たな政策として「納税者権利憲章の制定」も盛り込んだ。河村市長は「役人側が『税金払っていただいているがどうもさいます』という意識になります」と説明している。（寺西哲生）

午前9時から開かれた幹部会では、報道陣に公開した。マニフェストに盛り込まれた政策についての担当課を決め、各局の局長も実現への意欲を語るなど、異論は出なかった。たな具体的な実現までの行程については示されなかった。市長と各局とが個別に、非公式の場で進めるという。幹部会の後、河村市長は報道陣に対し、「異論は一個もなかったですね。全部実現されるんじゃないですか」と満足そうに語った。一方「公」とが盛り込まれている。名古屋市長版の憲章は税の使い道についての情報公開を進めるほか、河村氏は「税金をとする人も納税者に対し、『いらっしやいませ』となる。役人側が税金、払っていただいているがどうもさいます」となりまがと、全面的に雰囲気が変わります」と説明した。

市長選では、大胆な公約を掲げたことから、市長と市職員との激しい衝突も予想された。だが就任から2週間たつが、大きな衝突は表には出ていない。市職員に対する感想を問われ、「わしは市役所の皆さん、なかなか好きですよ。気取つたらんで素朴たわ。国の役所はえりゃあ様の雰囲気取つとる。武士を生んだ名古屋の風土が知らんが、飲む所でも、料亭でなしに居酒屋で飲んでる雰囲気」と答えた。

減税「来春から」厳命

納税者憲章も制定へ

市長 動議